

令和 7 年 1 2 月
令和 7 年第 6 回栃木市議会定例会
議 案 書

栃 木 市

番 号	件 名	
報告第 17 号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	1
議案第 136 号	令和 7 年度栃木市一般会計補正予算（第 5 号）	別冊
議案第 137 号	令和 7 年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 138 号	令和 7 年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 139 号	令和 7 年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 140 号	令和 7 年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定） 補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 141 号	令和 7 年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 142 号	令和 7 年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 143 号	令和 7 年度栃木市水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 144 号	栃木市教職員人材育成・確保基金条例の制定について	7
議案第 145 号	栃木市文化財等収蔵庫条例の制定について	10
議案第 146 号	栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	13
議案第 147 号	栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例の制定について	15
議案第 148 号	栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例等の一部を改正する条例の制定について	17
議案第 149 号	栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例の制定について	20
議案第 150 号	栃木市立小中学校施設の開放に関する使用料条例の 一部を改正する条例の制定について	22
議案第 151 号	栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	24
議案第 152 号	栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	26
議案第 153 号	栃木県市町村総合事務組合規約の変更について	31
議案第 154 号	工事請負契約の締結について（清水川第 1 調節池整備工事）	33
議案第 155 号	工事請負契約の変更について（平井川第 2 調節池整備工事）	34
議案第 156 号	訴えの提起について	35
議案第 157 号	指定管理者の指定について（栃木地区急患センター）	39
議案第 158 号	指定管理者の指定について（栃木市岩舟健康福祉センター）	40
議案第 159 号	指定管理者の指定について（栃木市大平まちづくり交流センター）	41

議案第 160 号 指定管理者の指定について

(栃木市勤労青少年ホーム及び栃木市勤労者体育センター) ……………42

議案第 161 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………43

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

専決第 14 号 損害賠償の額の決定に関する専決処分

専決第 15 号 損害賠償の額の決定に関する専決処分

専決第 16 号 損害賠償の額の決定に関する専決処分

専決第 17 号 損害賠償の額の決定に関する専決処分

専決第 18 号 損害賠償の額の決定に関する専決処分

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和7年8月27日

栃木市長 大川 秀子

令和7年6月4日、栃木市藤岡町富吉地内において発生した道路管理の瑕疵による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

茨城県水戸市若宮地内居住者

2 損害賠償の額

61,180円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分する。

令和 7 年 9 月 2 4 日

栃木市長 大 川 秀 子

令和 7 年 7 月 1 8 日、栃木市大平町富田地内において発生した道路管理の瑕疵による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市大平町蔵井地内居住者

2 損害賠償の額

1 1 4 , 7 7 4 円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和7年9月30日

栃木市長 大川 秀子

令和7年7月10日納付期限の源泉所得税及び復興特別所得税を令和7年7月18日に納付したことによる延滞税の発生について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

国

2 損害賠償の額

54,700円

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分する。

令和 7 年 1 0 月 2 1 日

栃木市長 大 川 秀 子

令和 7 年 7 月 1 日、栃木市沼和田町地内において発生した公用車による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市岩舟町小野寺地内居住者

2 損害賠償の額

2 3, 6 3 0 円

3 賠償の条件

相手方の賠償額 7 5 3, 5 8 8 円から市の賠償額 2 3, 6 3 0 円を差し引いた 7 2 9, 9 5 8 円を相手方が市に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和7年10月28日

栃木市長 大川 秀子

令和7年5月4日、栃木市岩舟町和泉地内において発生した道路管理の瑕疵による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

群馬県太田市別所町地内居住者

2 損害賠償の額

184,979円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

栃木市教職員人材育成・確保基金条例の制定について

栃木市教職員人材育成・確保基金条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市教職員人材育成・確保基金条例

(設置)

第1条 栃木市立小学校及び中学校における教職員の人材育成・確保を目的とした事業（以下「事業」という。）に要する経費の財源に充てるため、栃木市教職員人材育成・確保基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、指定の寄附金及び一般会計歳入歳出予算で定める金額を積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又

は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市文化財等収蔵庫条例の制定について

栃木市文化財等収蔵庫条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市文化財等収蔵庫条例

(設置)

第1条 郷土の考古、歴史、民俗文化等に関する資料（以下「文化財等」という。）を保存するとともに、文化財等を活用し、郷土の文化の継承及び発展に寄与するため、栃木市文化財等収蔵庫を設置する。

(名称及び位置)

第2条 栃木市文化財等収蔵庫の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 栃木市文化財等収蔵庫

位置 栃木市藤岡町富吉1544番地

(業務)

第3条 栃木市文化財等収蔵庫（以下「収蔵庫」という。）は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 文化財等の保存に関すること。
- (2) 文化財等の調査研究に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、収蔵庫の管理に関し必要な業務

(管理)

第4条 収蔵庫は、栃木市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市手数料条例の一部を改正する条例

栃木市手数料条例（平成22年栃木市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表第1の18の項中「、所得証明」を「、所得課税証明」に、「所得証明、課税証明、非課税証明、納税証明又は住民税決定証明」を「納税証明又は所得課税証明」に改め、同表の19の項中「若しくは建物」を「及び家屋」に、「、公課証明又は所有証明」を「又は公課証明」に、「土地は5筆以下、建物は5棟」を「土地及び家屋を合算して5筆（棟）」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の制定について

栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25
年栃木市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改
める。

第 25 条第 2 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例等の一部を改正する条例の制定について

栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例等の一部を改正する条例

(栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年栃木市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年栃木市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「この号及び次号において」を削る。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園に限る。）の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、特定教育・保育施設（幼稚園に限る。）の職員にあつては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

(栃木市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 栃木市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条

例（令和 7 年栃木市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条中「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例

栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年栃木市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改
める。

第17条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市立小中学校施設の開放に関する使用料条例の一部を改正
する条例の制定について

栃木市立小中学校施設の開放に関する使用料条例の一部を改正する条例
を次のように制定するものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市立小中学校施設の開放に関する使用料条例の一部を改正
する条例

栃木市立小中学校施設の開放に関する使用料条例（平成22年栃木市条例
第226号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「運動場夜間照明設備」の次に「、体育館冷房設備」を加
える。

別表の1 スポーツ開放施設の項中

「

運動場夜間照明設備	1時間につき 1,000円
-----------	---------------

を

」

「

運動場夜間照明設備	1時間につき 1,000円
体育館冷房設備	1時間につき 1,000円

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定するものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 22 年栃木市条例第 56 号）
の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「勤務につき 1, 000 円」を「勤務につき 2, 160 円」
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市火災予防条例の一部を改正する条例

栃木市火災予防条例（平成 23 年栃木市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「

第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第 29 条の 2—第 29 条の 7）を

」

「

第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第 29 条の 2—第 29 条の 7）に

第 3 章の 3 林野火災の予防（第 29 条の 8・第 29 条の 9）

」

改める。

第 7 条の 2 の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第 1 項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ）」に改め、同項第 2 号及び同条第 2 項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第 7 条の 3 とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（簡易サウナ設備）

第 7 条の 2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設ける

テント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力６キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
 - (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。
- 2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第３条（第１項第１号、第１０号から第１４号まで及び第１６号から第１８号の３まで、第２項第６号、第３項並びに第４項を除く。）の規定を準用する。

第２９条中「警報」の次に「（法第２２条第３項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、同条第７号を削る。

第２９条の７第１項第１号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第３章の２の次に次の１章を加える。

第３章の３ 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第42条の3第1項第3号中「第45条」を「第45条第1項」に改める。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

第45条第1号中「行為」の次に「（たき火を含む。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第7条の2の改正規定、同条を第7条の3とし、第7条の次に1条を加える改正規定、第29

条の 7 第 1 項の改正規定、第 4 4 条第 6 号の次に 1 号を加える改正規定及び同条第 7 号の改正規定は、令和 8 年 3 月 1 日から施行する。

栃木県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、
栃木県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、関係地
方公共団体と協議するものとする。

令和 7 年 11 月 28 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

栃木県市町村総合事務組合規約（平成 18 年栃木県指令市町村第 1212 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 4 条第 4 号に掲げる事務の項及び同表第 4 条第 5 号に掲げる事務の項中「栃木市」を「栃木市 佐野市」に改める。

附 則

この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

工事請負契約の締結について

次により工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

栃木市長 大 川 秀 子

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 清水川第1調節池整備工事 |
| 2 | 契約の方法 | 事後審査型条件付き一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 203,720,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 栃木市尻内町691番地1
坂本・日向野特定建設工事共同企業体
代表者 坂本産業株式会社
代表取締役 坂本 和則 |

工事請負契約の変更について

令和 7 年第 2 回栃木市議会定例会において、議案第 5 6 号として議決を経た工事請負契約（平井川第 2 調節池整備工事）の一部について、次のとおり変更する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

契約金額を 3 3 3 , 3 5 5 , 0 0 0 円とする。

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

1 訴えの相手方（被告となるべき者）

(1) 住 所 栃木県小山市神鳥谷 5 丁目 17 番 7 号

氏 名 被相続人亡 [REDACTED] 相続財産清算人 弁護士 田中 真

(2) 住 所 栃木県栃木市 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

2 事件名

建物収去土地明渡等請求事件

3 管轄裁判所

宇都宮地方裁判所栃木支部

4 訴えの趣旨

(1) 相手方(1)に対し、次のことを請求する。

ア 建物（以下「本件建物」という。）の収去及び土地（以下「本件土地」という。）の明渡し

イ 未払賃料及びこれに係る遅延損害金の支払い

ウ 土地賃貸借契約解除日の翌日から本件土地の明渡し完了日までの賃料相当損害金の支払い

エ 訴訟費用の負担

(2) 相手方(2)に対し、次のことを請求する。

ア 本件土地からの退去

イ 土地賃貸借契約解除日の翌日から本件土地からの退去完了日までの賃料相当損害金の支払い

ウ 訴訟費用の負担

5 訴えを提起する理由

(1) 本市は、亡 [REDACTED]（以下「賃借人」という。）との間で土地賃貸借契約を締結していた。

(2) 賃借人は、本件土地上に本件建物を所有し居住していた。本件建物には、 [REDACTED]（相手方(2)）が同居していた。

(3) 賃借人は、 [REDACTED] に死亡した。

(4) 賃借人には法定相続人が存在していたが、その相続人らは全員が相続を放棄した。その結果、賃借人の本市に対する賃料支払義務ないし本件建物の収去義務を継承する者がいない状況に至った。

(5) そこで、本市は、このような状況を打開するために、令和6年10月に宇都宮家庭裁判所栃木支部に対し、賃借人に関する相続財産清算人選

任の申立てをなした。その結果、相手方(1)が選任された。

- (6) その後、本市は、本件土地の不法占有の解消等を図るため、相手方(1)及び相手方(2)に対し、任意交渉を行ってきたが、いずれも任意交渉による解決は困難となったため、本訴えを提起するものである。

本件土地の表示

所 有 者：栃木市

所 在：栃木市

地 番：

地 目：宅地

地 積：

本件建物の表示

登記名義人：亡 相続財産

所 在：栃木市

家 屋 番 号：

種 類：居宅

構 造：

床 面 積：

6 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人に選任し、訴訟を遂行する。
- (2) 判決の結果、必要がある場合には、上訴するものとする。
- (3) 訴訟において必要がある場合には、適当と認める条件で和解及び調停

に応じるものとする。

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

栃木市長 大川 秀子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木地区急患センター

2 指定管理者に指定する団体

所在地 栃木市境町27番21号

名称 一般社団法人 下都賀郡市医師会

代表者 会長 川島 吉人

3 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

栃木市長 大川 秀子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市岩舟健康福祉センター

2 指定管理者に指定する団体

所在地 宇都宮市今泉町847番地16

名 称 宮ビルサービス株式会社・株式会社日本理化シェアードソリューションズ共同事業体

代表団体 宇都宮市今泉町847番地16

宮ビルサービス株式会社

代表取締役 大平 弘

3 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

栃木市長 大 川 秀 子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市大平まちづくり交流センター

2 指定管理者に指定する団体

所在地 栃木県宇都宮市宝木本町1474番地5

名 称 株式会社大高商事

代表者 代表取締役 伊原 修

3 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

栃木市長 大川 秀子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市勤労青少年ホーム及び栃木市勤労者体育センター

2 指定管理者に指定する団体

所在地 宇都宮市岩曾町1333番地

名称 環境整備・いすゞビルメンテナンス共同企業体

代表団体 宇都宮市岩曾町1333番地

環境整備株式会社

代表取締役 上田 哲也

3 指定期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第161号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和7年11月28日提出

栃木市長 大 川 秀 子

住 所 栃木市岩舟町豊岡708番地3

氏 名 渡辺 憲子

生年月日 昭和42年5月3日

栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市

